

中小企業の持続的な賃上げ実現に向けた 価格転嫁の円滑化について

～成長と分配の好循環実現のために～

- ◆ 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)は、持続的な賃上げを中小企業にまで波及させ、成長と分配の好循環を実現するべく、適切な価格転嫁を連携して推進しています。

御理解と御協力をお願い

- ① 中小企業等が持続的な賃上げを実現することの必要性を御理解の上、適切な価格転嫁への対応を行うこと。
- ② 中小企業等の取引環境の適正化のため価格協議に対して積極的な対応を行うこと。*
パートナーシップ構築宣言
- ③ 取引先との共存共栄や取引条件のしわ寄せ防止に向けて、「パートナーシップ構築宣言」の実施と実効性の向上に努めること。
- ④ 米国における関税措置への対応によって中小受託事業者へのしわ寄せが生じないように十分留意すること。
- ⑤ 受注者に根拠資料の提出を求める際は、公表資料(最低賃金の上昇率等)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示する希望価格は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。

* 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くことは、買いたたきに該当するおそれがあるので、十分留意してください。(下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準第4-5買いたたき(2)ウ)

九都県市首脳会議



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県



横浜市



川崎市



千葉市



さいたま市



相模原市

- ① 取引先との共存共栄の取組や「取組条件のしわ寄せ」防止を代表者の名前で宣言します。

(宣言項目)

- ・ サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携
- ・ 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守
- ・ その他独自の取組



「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

- ② 宣言はポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/>)で公表されます。



- ③ 宣言企業は「ロゴマーク」を使用でき、取組をPRできます。

- ④ 国や地方公共団体の取組の一部で優遇措置が受けられます。

価格交渉に役立つ情報を収集したい

価格交渉の根拠となる公表資料（例）

中小企業庁

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料の掲載サイトが一覧でまとめられています。

労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇の根拠となる公表資料（例）

検索

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/gyoukai/konkyo.html>



中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

中小企業庁

取引先と価格交渉を行うために準備しておくといツールや、交渉を行う上で押さえておくといポイントなどを、分かりやすくまとめています。

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック

検索

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei//torihiki/pamflet/kakaku_kosho_handbook.pdf



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

内閣官房・公正取引委員会

- ① 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ② 発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ
- ③ 公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法や下請代金法に基づき厳正に対処することが明記

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

検索

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



【問い合わせ先】

埼玉県 産業労働部 産業労働政策課

電話 048-830-3702